

八幡屋公園施設一覧表

資料Ⅰ－４

1. 主要施設一覧表

名 称	数 量	単位	備 考
中央体育館	1	箇所	★
大阪プール	1	箇所	★
芝生広場	1	式	
エントランス広場	1	式	
多目的広場	1	面	
せせらぎ	1	式	
壁泉	2	箇所	
パーゴラ	3	箇所	
花壇	17	箇所	2. 花壇一覧表(一般園地) 参照
二連式シェルター	1	基	
シェルターベンチ	3	基	
ベンチ	49	基	
テーブルセット	1	基	
スツール	3	基	
複合遊具	1	基	
複合遊具(大)	1	基	
健康器具	5	基	
幼児用遊具	6	基	
ブランコ(幼児用)	2	基	
ブランコ(2連式)	1	基	
テニスコート	2	面	
バスケットゴールポスト	2	基	
飲水台	6	基	
公園灯	301	基	
時計	3	基	
車止	382	本	
便所	3	箇所	3. 便所一覧表参照
飲料用耐震性貯水槽	1	基	※
施設管理カメラ	8	基	
喫煙所	1	箇所	指定管理者対象外施設(環境局管理)

★: 有料施設を示す。

※: 指定管理者対象外施設。ただし、設備関係施設は対象施設とする。

2. 花壇一覧表(一般園地)

番号	形態	面積	単位	備 考
1	露地	34	m ²	
2	露地	30	m ²	
3	露地	17	m ²	
4	露地	17	m ²	
5	露地	87	m ²	
6・7	プランター	3	m ²	
8	露地	70	m ²	
9	プランター	1	m ²	
10	プランター	1	m ²	
11・12	プランター	2	m ²	
13	プランター	1	m ²	
14	プランター	1	m ²	
15	露地	2	m ²	
16	露地	2	m ²	
17	露地	4	m ²	
	合 計	272	m ²	

※花壇の面積は参考面積

3. 便所一覧表

N0	名称	場所	構造	建築年度	建築面積	単位	ブースの種類				備考
							男子	女子	身障者	計	
1	西便所	芝生広場西	RC	H8	48.97	m ²	大1 小4	大4 小1	大1 小0	大6 小5	
2	北便所	多目的広場南	RC	H7	60.26	m ²	大2 小4	大4 小0	大1 小0	大7 小4	
3	南便所	芝生広場南	RC	H7	82.56	m ²	大3 小5	大5 小0	大1 小0	大9 小5	

広告事業推進業務仕様書（八幡屋公園）

1 広告事業の目的等

大阪市では、厳しい財政状況の下、平成 24 年に大阪市広告事業行動計画、平成 27 年に市政改革基本方針を策定し、より一層の歳出削減と市税外収入確保等のため、全市的に広告事業を推進しています。指定管理者の管理代行となる都市公園においても、次のとおり広告事業の推進に努めてください。

2 広告事業の方法等

（1）行為の許可と利用料金

都市公園に広告物を表示する場合、大阪市公園条例（以下、「条例」という。）第 4 条に基づき、個々の物件につき指定管理者の許可（行為許可）が必要となります。なお、自社の他事業及び他業者の広告物を表示する場合は、大阪市の承認が必要となります。

行為許可の利用料金は、指定管理者の収入となります。利用料金は、条例に定める範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めることとします。

<公園条例別表第 4（参考）>

種別		単位	期間	使用料
広告物掲出のための 占用	競技会、集会、展示会、その他これらに 類する催しの際広告物を掲出する場合	広告物 1 枚の表示面 積 1 平方メートル	1 日	3,170 円
	その他の場合	広告物 1 枚の表示面 積 1 平方メートル	1 年	8,500 円

（2）広告の規格等及び広告物内訳

広告物の規格等については、本市が定める「広告物取扱要綱」（以下、「要綱」という。別添参照）に規定しているため、これを遵守の上、広告事業を推進してください。

また、都市公園において表示できる広告物は、次の種別に分類されます。いずれかの手法により広告事業を推進してください。

① 催事時における一時的な広告物

指定管理者が主催する催しの際に、一時広告物を掲出する場合

（要綱第 3 条第 1 項第 1 号該当）

② 新たな公園施設の設置と併せた長期広告物

指定管理者が、本市の許可を得て公園施設を設置し、この施設の一部に広告物を掲出する場合

（要綱第 3 条第 1 項第 3 号該当）

※ただし、公園施設の設置については、本市の許可を得る必要があるほか、別途、次の公園使用料を納付すること。

公園施設を設置する場合の使用料（単価）・・・売 店：9,030 円／ m^2 ・年 駐車場：2,710 円／ m^2 ・年 その他：1,800 円／ m^2 ・年
--

③ 既設の公園施設への長期広告物

本市が設置した既存の公園施設に、指定管理者が広告物を掲出する場合

（要綱第 3 条第 1 項第 5 号及び第 7 号該当）

広 告 物 取 扱 要 綱

制定 昭和 60 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市公園条例（以下「条例」という。）第 4 条第 1 項第 6 号の規定に基づく広告物の表示について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「広告物」とは、都市公園において表示されるはり紙若しくははり札その他これらに類する広告物であって、次の各号のいずれかに該当する場合を除くものをいう。

- (1) 都市公園法（以下「法」という。）第 5 条第 1 項または法第 6 条第 1 項、第 3 項、条例第 4 条第 1 項、第 3 項、第 9 条の 2 及び 6 の規定に基づく許可を受けた者が、管理上の必要があり許可に付随する内容等周知するために、許可区域内において広告物を表示する場合
- (2) 法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可を受けた公園施設の設置者または管理者が、当該施設内部において、当該施設利用者に対してのみ広告物を表示する場合
- (3) 公園管理者の承認を得て、寄贈者名等を当該寄贈物件に表示する場合
- (4) 都市再生特別措置法施行令第 19 条に規定する看板・広告塔の占用を許可する場合

(許可の基準)

第 3 条 広告物の表示を許可する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際に、当該催し等の主催者が協賛団体等の広告物を表示する場合
 - (2) 本市が招致する競技会、集会、展示会その他これらに類する催しにかかる周知・啓発等を目的として当該催し等の主催者が協賛団体等の広告物を表示する場合
 - (3) 法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可を受けた公園施設の設置者または管理者が、当該公園施設の一部（内部を除く）に広告物を表示する場合
 - (4) 天王寺動物園において、施設の活性化につながると認められる広告物を表示する場合
 - (5) 条例第 9 条別表第 3 に掲げる施設（ただし、長居運動場を除く）の指定管理者が、当該施設内外において、広告物を表示する場合
 - (6) 法第 7 条第 1 項第 3 号に該当する物件について法第 6 条第 1 項または第 3 項の規定に基づく許可を受けた占有者が、当該物件内に広告物を表示する場合
 - (7) 公募により選定した事業者が、公園管理者の設置した公園施設へ広告物を表示する場合
- 2 前項の許可を与えるにあたっては、都市公園の設置目的及び機能並びにその公園の種別等を考慮するとともに、広告物の形状・色彩等及び設置場所が公園の美観等に与える影響について十分配慮しなければならない。

(広告の禁止)

第 4 条 広告物が次の各号のいずれかに該当する場合はこれを取り扱わない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動の用に供されるもの

- (5) 良好な景観又は風致を害するもの
 - (6) 公衆に不快の念を起こさせ、又は危害を及ぼすおそれがあるもの
 - (7) 青少年の健全な育成の観点から適当でないもの
 - (8) 著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるおそれがあるもの
 - (9) 当該広告に係る事業の内容を本市が推奨しているとの誤解を生じさせるおそれがあるもの
 - (10) その他表示することが適当でないと市長が認めるもの
- (広告物の規格等)

第5条 広告物の規格等については次の各号に定める。ただし、第3条第1項第4号から第6号に該当するものは除く。

- (1) 色彩、意匠等は、公園及び公園施設の景観に調和したものとする。
- (2) 表示内容等は、企業名、商品名、マーク及びキャッチフレーズその他企業または商品に関するものとする。
- (3) 材質等は、汚染、変色、腐朽、破損、燃焼の困難なものとする
- (4) 形状、寸法等は、別図のとおりとする。

(許可の条件)

第6条 広告物の表示を行う者（以下「表示者」という。）は、その表示にあたっては、公園または公園施設を損傷してはならない。

- 2 広告物が汚染、変色、腐朽または破損した場合は、表示者は直ちにこれを改修または除却しなければならない。
- 3 広告物表示期間が満了し、又は広告表示の許可が取り消されたときは、表示者は、直ちに、広告物を撤去しなければならない。

(許可の期間)

第7条 広告物表示の許可期間は次の各号によるものとする。

- (1) 第3条第1項第1号に係るものについては、主たる行為の許可を受けている期間内
- (2) 第3条第1項第2号に係るものについては、主たる行為の周知・啓発のための必要最低限度の期間
- (3) 第3条第1項第3号に係るものについては、その公園施設の設置許可を受けている期間内
- (4) 第3条第1項第4号から第7号に係るものについては、1年以内。ただし、公園管理者が必要であると認めた場合は、必要な限度において更新することができる。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

この要綱は、平成22年7月1日から適用する。

この要綱は、平成27年1月16日から適用する。

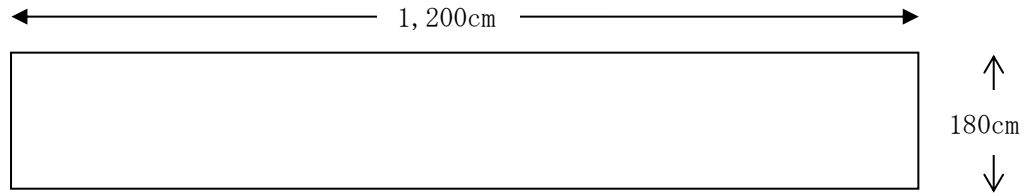
この要綱は、令和6年9月6日から適用する。

この要綱は、令和7年3月31日から適用する

別図（要綱第5条第4号関係）

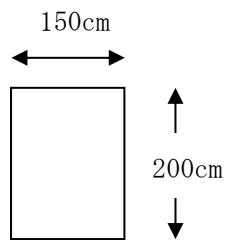
①垂れ幕、横断幕

下図の範囲内とする。



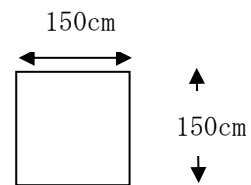
②看板類

下図の範囲内とする。



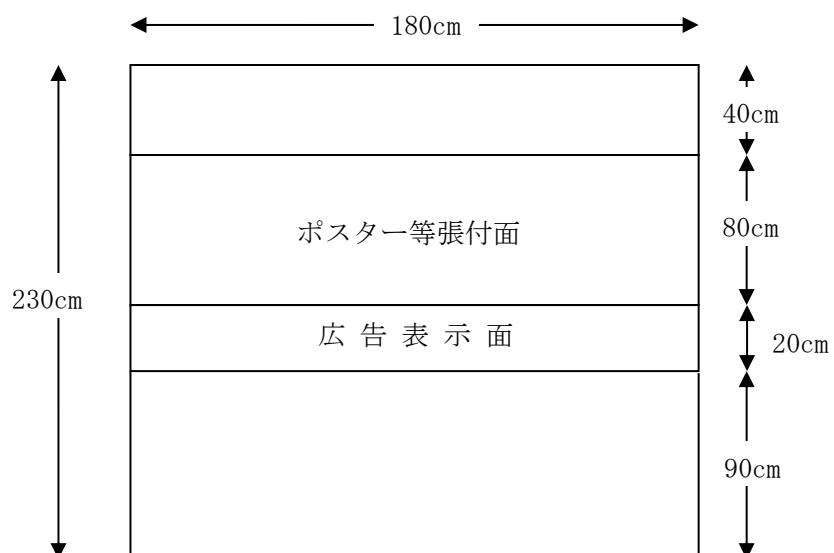
③アドバルーン

下図の範囲内とする。



④広報板類（公園施設として設置許可を受けているもの）

下図のとおりとする



清涼飲料水自動販売機の設置に関する仕様

1 公園施設設置許可等

(1) 指定管理者の施設使用形態

八幡屋公園内で清涼飲料水自動販売機の設置場所として使用する部分について、都市公園法第5条の規定に基づき、公園施設設置許可申請を行わなければならない。

(2) その他必要経費等

本件自動販売機の設置、交換及び撤去に要する工事費、維持管理費、移転費等の一切の費用は指定管理者の負担とする。

(3) 設置位置等

自動販売機の設置位置等については、八幡屋公園内における有効な自動販売機の配置等を考慮し、事前に本市へ提案の上、承認を得ることを要する。

2 設置条件等

自動販売機の設置に当たっては、(1)の設置は必須とするが、八幡屋公園の利用状況等を考慮し、(2)、(3)の設置にも努めること。

(1) 災害対応型（フリーベンド）【必須】

指定管理者は、災害時には避難者に対し自動販売機内の全ての在庫飲料を無償で提供すること。

また、有事に備え、自動販売機内の在庫飲料の無償提供を行うための機械等の操作を円滑に行うことができるよう、定期的に当該自動販売機の保守点検等を実施しなければならない。

なお、災害時とは、本市にて市災害対策本部を設置した場合をいう。

(2) ユニバーサルデザイン（障がい者対応）

誰もが利用しやすいよう設置位置、設置方法等に十分配慮すること。

(3) 公衆無線LAN機能内蔵型

公衆無線LAN機能については、無料で利用できるものとし、24時間利用できるものであること。通信機器について定期的に保守点検を実施し、不具合が生じた際は速やかに復旧対応を行うこと。

3 設置許可上の制限

(1) 品目の販売に係る許認可等は、公園施設設置許可期間中、継続的に効力を有していること。

(2) 缶・ペットボトル等リサイクル可能な密閉式容器での販売とすること。ただし、ビン類での販売は行わないこと。

(3) 酒類の販売は行わないこと。

(4) 本件自動販売機は、当該公園の特性に応じた景観に配慮した色彩とすること。なお、本市から指導や意見を行う場合もある。また、広告（飲料メーカー名含む。前

面の商品名等（販売のため表示すべきもの）については、広告物と見なしません。）を掲示しないこと。

- （５）本件自動販売機の高さは、設置前地面の高さから２ｍまでとすること。
- （６）本件自動販売機を覆う上屋を設置する場合は、許可面積内とすること。
- （７）常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切かつ迅速に行うこと。
- （８）本件自動販売機に併設して、原則として本件自動販売機１台に１個の割合で回収ボックスを設置するとともに、適切に回収・処分すること。
- （９）衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- （１０）本件自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で、地震やいたずら等による転倒防止等の安全策を講ずること。なお、インターロッキング、タイル等へのアンカーボルトの打ち込み及び原状復旧については、事前に本市と協議し、指示に従うこと。
- （１１）本件自動販売機には故障時等の連絡先を必ず明記し、本件自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、迅速かつ丁寧に対応すること。
- （１２）天候及び窃盗被害等による本件自動販売機の腐食・損傷等のリスクについては、指定管理者の負担により対応すること。また、本件自動販売機の修理又は交換を行う際は、公園利用者の不便とならないよう、本市と協議の上、迅速に行うこと。
- （１３）その他、自動販売機の設置方法（電気引き込み等）については、別途本市と協議すること。

４ 原状回復

指定管理者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、指定管理者の負担により、速やかに原状回復の上、本市の立会により確認、検査を受けること。

八幡屋公園内園地駐車場管理運営業務仕様書

1 物件概要

- (1) 名 称 八幡屋公園内園地駐車場
(2) 施設種別 便益施設（その他施設）
(3) 所在地等

物件名称	所在地	管理区域	駐車方式 (設置物件等)	収容台数
八幡屋公園内 園地駐車場	大阪市港区 八幡屋公園	3,500 m ²	平面自走式	普通車：118 台（うち 身体障がい者 4 台）

2 駐車場管理運営事項

(1) 指定管理者の施設使用形態

現行の駐車場の管理に当たっては、都市公園法第 5 条の規定に基づき、公園施設管理許可申請を行わなければならない。

(2) 管理運営方針

①基本方針

自動車での来園者の利便性・安全性を向上するため、適正な管理運営を行い、八幡屋公園の適切な利用を図ることを基本方針とする。また、利用者が公平・平等に駐車場を利用できるよう十分に配慮するとともに、その運営管理・維持管理について創意工夫をもって行うこと。

②運営管理方針

駐車場は、都市公園施設として設置した施設であり、法及び条例並びに同条例施行規則に基づき、適切に管理するとともに、多様なニーズに応えるため、常に利用者の要望を把握し、管理運営に反映させるよう努めること。

③維持管理方針

駐車場については、清潔かつその機能を正常に保持し、利用者の快適かつ安全な利用に供するよう適正な維持管理を行うこと。

(3) 駐車場の利用に関する業務（安全・保全・事故防止・防犯等）

利用受付、利用料金の徴収、車両の誘導、利用者の案内、事故・苦情等対応、歩行者等に対する安全対策、事故防止対策、防犯対策を行うこと。

【園地駐車場運営事項標準】

駐 車 場 形 態	時間貸駐車場（月極不可。他の施設（公園施設を除く。）との業務提携は原則不可。定期券（駐車箇所を限定しないもの）及び回数券の販売は可。）
休 業 日	無休
営 業 時 間	7 時～21 時 30 分 ※上記を必須時間帯とし、24 時間営業可能とする。営業時間を定める場合は、本市と事前協議を行うこと。
要員対応	有人・無人いずれも可。 ※人件費等の必要経費については、全て指定管理者の負担とする。

駐車料金	利用状況等及び大阪市中央体育館駐車場の価格に応じて本市と事前協議のもと価格を決定できるものとするが、原則として、1時間当たりの利用料金が350円を超えてはならない。ただし、園地駐車場の運営上、この上限価格により難しい場合はこの限りでない。また、条例第15条第1項第4号の規定による者に対する駐車場の1日当たりの利用料金は、350円以下とする。
出入庫管理	駐車場門扉の開閉等については、指定管理者において防犯対策等が十分に行える状況にある場合は、これを要しない。また、精算機やゲート・満空表示灯等の出入庫管理は、公園利用者の利便に配慮し、スムーズに行うこと。特に、土日祝（不定期）及びゴールデンウィーク時等は、 <u>駐車場内及び近隣道路の渋滞が予想されるため、必要に応じて交通誘導要員等を配置し、駐車場出入口附近の交通整理及び駐車場への入庫待ち車両の誘導・案内（他の駐車場（八幡屋公園に限らない。）利用案内）等、渋滞緩和対策を講ずること。</u> なお、駐車場案内看板（構造は許可面積内に設置する自家用看板で7㎡以下のものに限る。広告物の掲出は不可。）及び新たな機器の設置等の詳細については、事前に本市と協議を行うこと。なお、変更を行う場合も、同様とする。

（４）駐車料金の設定・収入

指定管理者が本市の承認を得て定めた駐車料金は、指定管理者の収入とすることができる。

なお、駐車料金の当初設定時のほか、これを変更しようとするときは、本市に事前に提案の上、承認を得なければならない。

（５）自動二輪専用箇所の設置

公園利用者が来園するための交通手段を十分把握の上、自動二輪専用箇所の設置を可能な限り考慮すること。

（６）既存駐車場の規模及び設置個所の見直し等

指定管理者は、全体事業計画を勘案し、必要駐車台数を算出の上、公園利用者の利用に支障がない場合、本市と協議の上、既存駐車場の規模及び設置個所の見直し、さらには廃止することができる。

また、既存駐車場の設置場所を見直し、新たな個所で駐車場を設置する場合は、公園の外周に沿った場所で歩行者や公園利用者との接触がないような場所に設置するとともに、既存駐車場の管理運営業務の事業計画と整合性を図る必要がある。なお、駐車場の設置に当たっては、都市公園法第5条の規定に基づき、公園施設設置許可申請を行わなければならない。

（７）利用予約等

他の公園施設管理者等からの利用予約等の協力要請があった場合は、可能な限り協力すること。

（８）駐車場の利用者への対応について

指定管理者は、利用者、周辺住民等からの問い合わせやクレーム、駐車場施設等のトラブルについて、指定管理者の責任において体制を整備し迅速に対応すること。また、駐車場に利用方法、利用料金、注意事項、連絡先、損害関係等の責任事項並びに不正使用、不正駐車、放置車両等の取扱いその他指定管理者が必要と考えるものを明記した「利用案内」並びに「利

用約款」を、本市と協議の上、利用者に対して分かりやすく表示すること。

※表示は容易に脱落等せず、文章が読み取れるものであれば可能とするので、駐車場の運用方法に適した看板、又は表面加工した掲示物により表示すること。

※外国人利用者を対象とした表示は、指定管理者が必要と判断する場合に表示すること。

(9) 防火管理

本市が必要であると認めた場合は、本市が実施する防火管理に協力すること。

(10) 防災対策

台風、暴風雨等で水害が予見される場合は、防水対策を講ずること。

(11) 指定管理者の義務

指定管理者は、法その他関係法令並びに許可事項を遵守しなければならない。

(12) 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構との調整事項等

本市は、公益と公共の福祉の観点から、都市公園法第6条（第9条含む。）に基づき独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構に高速道路の上空占用及び橋脚の占用を許可している。指定管理者は、同許可を維持するために必要な高速道路の維持管理等に協力しなければならない。なお、同高速道路に起因する落下物等による駐車場施設及び駐車された自動車等への損害について、大阪市はその責任を負わない。

(13) 臨時駐車場の設置

指定管理者は、イベント、競技大会等の開催に伴い必要であると判断する場合、駐車場に隣接する多目的広場を臨時駐車場として利用することができる。

ただし、その場合は必ず本市に事前協議の上、別途占用許可申請を行い、所定の公園使用料を納付するとともに、多目的広場の利用者に掲示物等により、十分な期間を設けて周知すること。

(14) 公園施設等での催事に伴う園地駐車場利用

八幡屋公園内公園施設における催事の内容、頻度、時期、集客見込等の情報共有を行いながら、円滑かつ柔軟な駐車場運営を行うことができるよう協力体制を整え、催事主催者等から駐車場利用に当たって、事前予約等の申出があった場合は、可能な限りその範囲・方法等について催事主催者等と協議しなければならない。

なお、本市関係催事にかかる車両をはじめとする本市関係車両が駐車場を利用する場合は、催事の円滑な準備、実施、撤収等及び用務にあたり必要な駐車スペースを確保できるよう協力すること。催事等によって周辺道路の交通が規制され、駐車場の収益に損失が生じたとしても、本市はこれを補償しない。

(15) 公園管理車両等の取り扱い

都市公園の維持保存作業のため、本市公園管理車両等が園地駐車場に乗り入れる場合は、指定管理者は駐車場を無償で供与しなければならない。

3 使用の制限

(1) 非常災害時の付近住民の避難場所とする等、緊急に本市が使用の必要を認めた場合は、駐車場を無償で供与しなければならない。なお、この場合の営業補償等を本市に請求することはできない。

(2) 指定管理者は、駐車場を他の者に使用させ又は担保に供してはならない。ただし、業務の一部について、本市が承認した場合はこの限りではない。

4 原状回復

機器等を承継又は新設・変更した場合は、指定期間の終了に際しては、本市が指定する期日までに指定管理者の費用負担により原状回復の上、駐車場を返還しなければならない。原状回復の方法及び程度については本市に事前協議を行い、承認を得なければならない

5 その他

- (1) 本市は、駐車場を現状有姿で引き継ぐので、指定管理者は、事前に駐車場の現況を確認の上、駐車場の管理運営に伴い必要な設備等の設置等について、十分に検討すること。
- (2) 駐車場は、法に基づき公園利用者の便益施設として設けられているものであるため、法の趣旨を十分に理解し、その機能を最大限に発揮できるよう管理運営を行うこと。
- (3) 公園利用者の利便に配慮し、誠実に対応すること。
- (4) この仕様書に定めるもののほか、仕様の細部並びに許可に際し必要な事項が生じた場合は、事前に本市と協議すること。